資料４－１

道州制のあり方について（中間報告案）の概要

関西広域連合　道州制のあり方研究会

Ⅰ．はじめに

１．道州制のあり方研究会の設置の背景等

国における道州制をめぐる動きに対応して、全国で唯一の府県を越える広域連合として地方分権改革を推進する観点から、道州制のあり方について調査・検討を行う機関として設置。

２．研究会の検討の方向性等

○　国主導で中央集権型道州制の導入が進まぬよう、今後、政府が進めるであろう道州制検討に係る課題・問題点をあぶり出す。
○　具体的な事務に即して、国と地方の扱うべき事務や執行のあり方、国の関与、道州と基礎自治体の関係、基礎自治体の様々な補完のあり方などについて議論を行う。
○　道州制基本法案の問題点など、演繹的な議論も並行して行う。

Ⅱ．具体的な政策分野に即した検討

１．河川管理

河川については、治水を中心とした河の中だけにとどまる河川管理だけでなく、森林、水田、まちづくりなど河川の流域や、その水循環に関わる施策全体を統合的に管理し得るようなあり方を実現できれば、大きな意味を持ち得る。河川管理を含めた流域全体の管理を国から地方に引き寄せることで、統合的な管理へと政策レベルを向上させ、流域住民の民主的なガバナンスに委ねていくという方法が可能と考える。（別添図表１参照）

２．産業振興

広域自治体が圏域全体をエリアとした実効性のある成長戦略（ビジョン）を自律的に策定できるようにすることが肝要。そのことにより、例えば産業クラスター支援の場合、省庁の壁や府県境を越えた、より業種や分野本位のネットワーク形成や、地域特性を活かした施策を総合的に実施できると考える。（別添図表２参照）

３．インフラ整備

圏域の単位で総合的なインフラ整備を進めるとの視点は重要であるが、全国的なネットワークから末端に至るまで、一つの主体が全て整備をするというのは合理的には考えられない。地方自ら圏域内のネットワークを整備するとしても、全国的なネットワークとの調整、また基礎自治体の意見反映や民間との連携の仕組みが必要である。（別添図表３参照）

４．森林保全

森林保全だけを取り上げても道州制の議論にならず、国土保全・国土利用という観点を含め全般的に議論しなければならない。また、現行の補助金等による支援策が林業振興や中山間地振興に必ずしも結びついていないという課題があるため、森林保全には、林業を含めた山林行政やバイオマス発電の振興など森林を活用した複合的な地域振興のあり方全体を考慮する必要がある。（別添図表４参照）

５．大都市と小規模市町村

（大都市）

特別自治市の導入等により政令市の政策選択の自由度を高めることや、中核市も政令市なみの権限を有することで、道州はそれ以外の調整的な役割を担うという考え方もある。

一方、大都市圏は大都市自らの行政区域を大きく越えて連担していることなどから、大都市がある意味独立するのではなく、道州（広域自治体）に包括される基礎自治体として位置づけたほうが関西らしさを生かせるという考え方もある。

（小規模市町村）

小規模市町村については、財政基盤が弱く広域連携にも限界がある。都道府県を廃止するのであれば、都道府県が担ってきた事務や補完機能をどうするか、道州が担うとしても広すぎて地域の実情に応じた対応が難しい側面もあり、地域の多様性を確保していくためにも、この補完機能の確保について、予め基本的な方向性を議論しておく必要がある。

また場合によっては、事務・権限の道州（府県）への集約などの議論も必要なのではないか。

Ⅲ．道州制基本法案（骨子案）に対する懸念や指摘　（別添資料５参照）

Ⅳ．今後の検討に向けて

１．道州制の検討に当たっての留意点

① 道州制の導入、中央政府や市町村を含む統治機構再編の「大義」、何のための改革なのかを再度明らかにすべきである。

② 仮に府県に代えて道州を設置するとして、その目的は具体的に何なのか。現行の府県制の限界は何かを明確にする必要がある。

③ 仮に道州制を導入するとして、次の点は絶えず問わなければならない。

- 道州が何もかも実施するような集権、集中型の道州を想定するのか。
- それは極めて大きな権能をもった道州の出現を想定することになるが、検討されている道州の組織や体制、市町村との関係のあり方等は、それと整合がとれているのか。
- 巨大な集権型の道州は、分権の推進や一極集中を避ける観点からあり得ないとするなら、それではどういう分権、分散型の道州があるのか。また、分権型道州に応じた柔軟な事務執行方法とは何か。

④　国民・住民のための統治の仕組みをどう作っていくのか。国民・住民にとってより良い結果をもたらし得るかという観点から、国と地方の役割分担やガバナンスのあり方などを選ぶべきであり、その中で地方分権・自治をどこまで全うできるかを考える必要がある。その際、地域の自己決定・自己責任を大前提とするなら、住民自治を如何に充実させるかという点が特に重要となる。

⑤　国、道州（広域行政）、基礎自治体、身近な地域の自治の役割をもう一度確認する必要がある。むしろ、国や基礎自治体の担うべき役割やあり方を具体的に求める中で、道州の姿も自ずと明らかになる。

⑥　小規模市町村の補完をどうするのか、大都市の位置づけや道州との関係はどうあるべきか。これらに単純な回答はなく、複数のオプションを想定すべきである。

⑦　当然、事務・権限等の移譲とあわせて財源措置が必要あるが、現在の日本の経済情勢からいえば、再分配を適正にしていくような財政調整機能を各レベルで垂直的かつ水平的に整える必要がある。

⑧　できるだけ分かりやすい形で情報を住民に提供していくため、具体的な政策分野に即した道州制の姿とともに、メリット・デメリットを含め情報提供していくべきである。

２．研究会の今後の検討方向

今後は、具体的な政策分野として、府県民生活により直接的な影響があるナショナル・ミニマム（社会保障や教育など）の分野についても検討を加えたい。

さらに、可能であれば次のような点についても、議論の対象を拡げていきたい。

①　関西は地理的・文化的にも特色があり、関西の事情にあった広域自治制度とは何か。逆に、関西にとって「これだけは困る」というような道州があるか。

②　関西の提案が、単に関西の住民や事業者ためだけでなく、日本や世界に対していかに貢献できるかという視点で制度構想の意義を打ち出せるか。

こうした議論を通じて、できれば国や市町村との関係やガバナンスのあり方といった観点から、道州をはじめとした広域自治体の想定し得るバリエーションについても最終報告で示す。

Ⅴ．参考資料

１．研究会の概要
２．研究会配付資料（抜粋）
３．道州制基本法案（骨子案）［H25 年２月　自民党道州制推進本部］

図表１

河川管理に係る望ましい広域自治体の姿（イメージ）

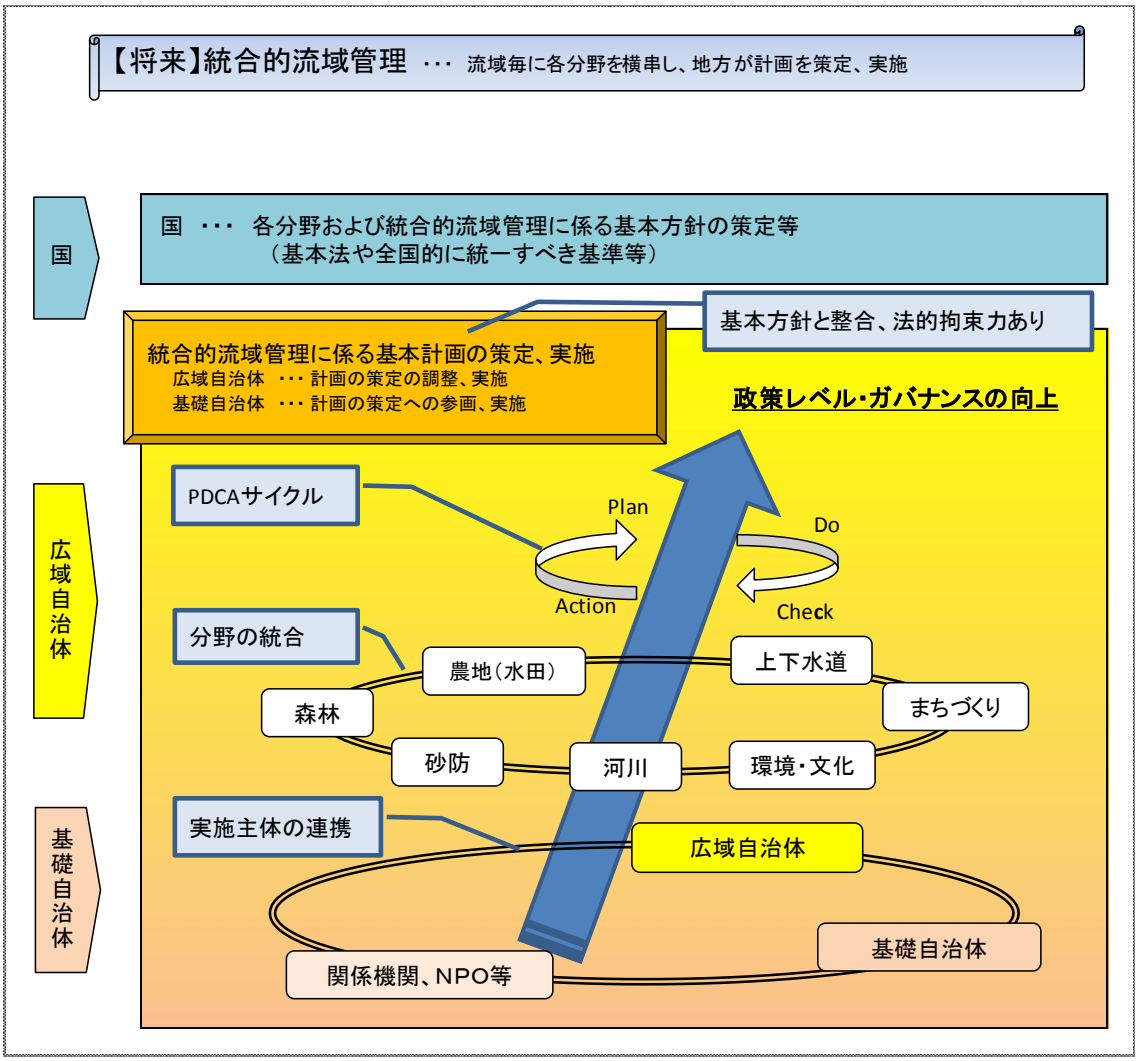

【メリット・条件】

○国は、各分野および統合的流域管理に係る基本的枠組みを策定する.

○国の関与を最低限とし、各分野を統合することにより、地方自らが地域のニーズに応じた独自の施策を展開することができ、地域の実情に応じた政策を実現することで、政策レベルの向上を図ることができる。

○地方自らが主体となって、計画を策定し、その実施責任を負うことで、ガバナンスの向上を図ることができる。なお、従来に比べ意思決定過程が煩雑で時間を要する側面もある。

○統合的流域管理に係る基本計画は、各主体の参画のもと広域自治体が策定する。

図表２

広域産業振興における望ましい広域自治体の姿（イメージ）
【産業クラスター支援の例】

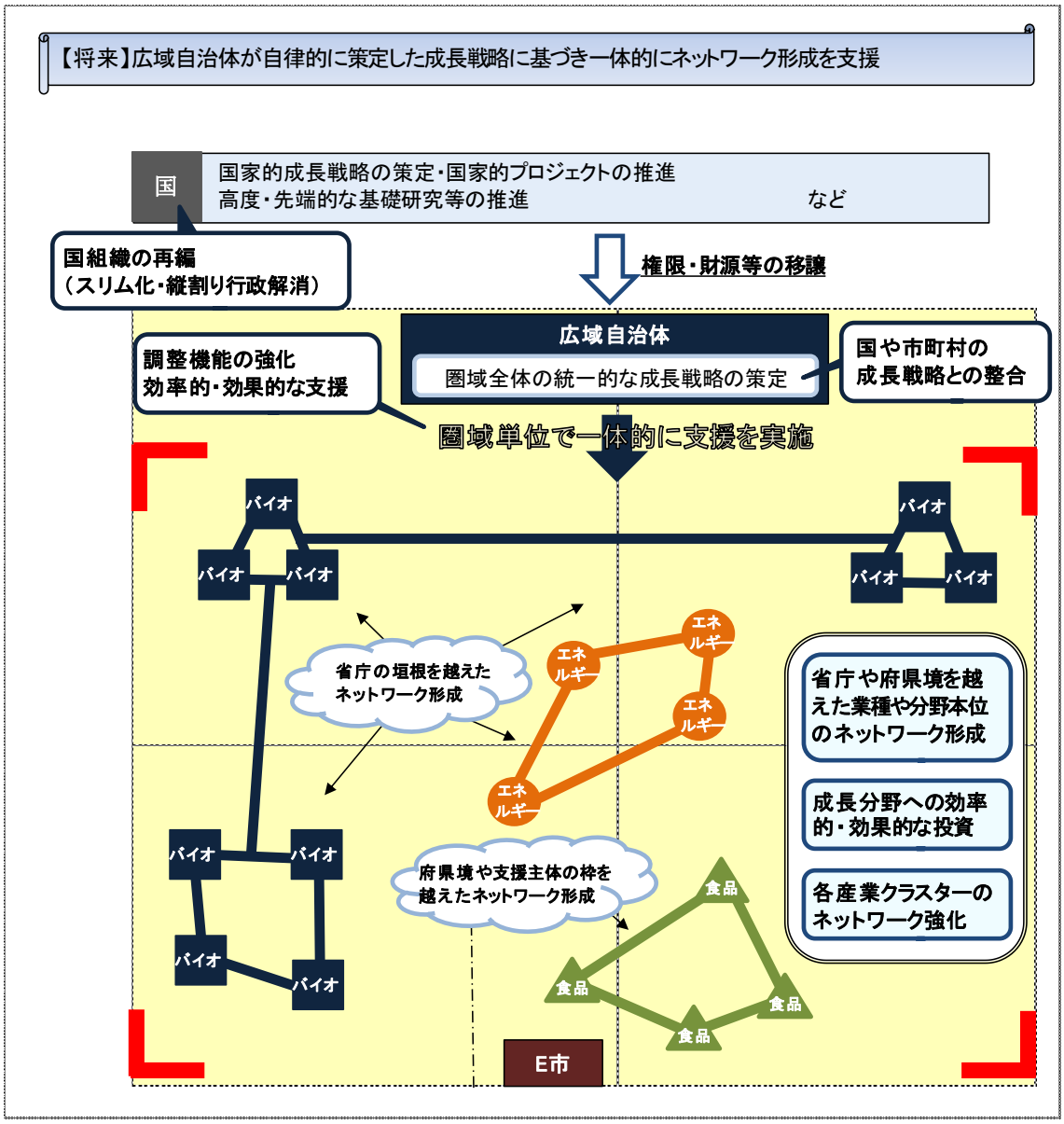

【メリット・条件】
○現在、各省庁や県などが独自に進めている産業政策を、広域自治体が自律的に策定した成長戦略に基づき一体的に行うことにより、地域特性を活かした産業クラスター形成の総合的かつ効果的な支援が可能となる。
　⇒ネットワーク形成を支援する調整機能の強化、成長分野への効率的・効果的な投資
　⇒各産業クラスターのネットワークの強化、省庁の垣根を越えたより業種や分野本位のネットワークの形成
○国や各都道府県の試験研究機関の再編や広域的な産学官の連携・ネットワークを強化することにより、研究開発の効率化、高度化を図ることができる。
○広域自治体が策定する成長戦略については、国や市町村のものと整合を図りながら策定する。
○関連する国の権限や財源等の地方への移譲により政策の自由度を高める。
○国の事務は国家的成長戦略や高度な基礎研究の推進など国本来の役割に集中する。
　それに伴い、国の組織を再編することにより、組織のスリム化・縦割り行政の解消を図る。

図表３

インフラ整備に係る望ましい広域自治体の姿（イメージ）

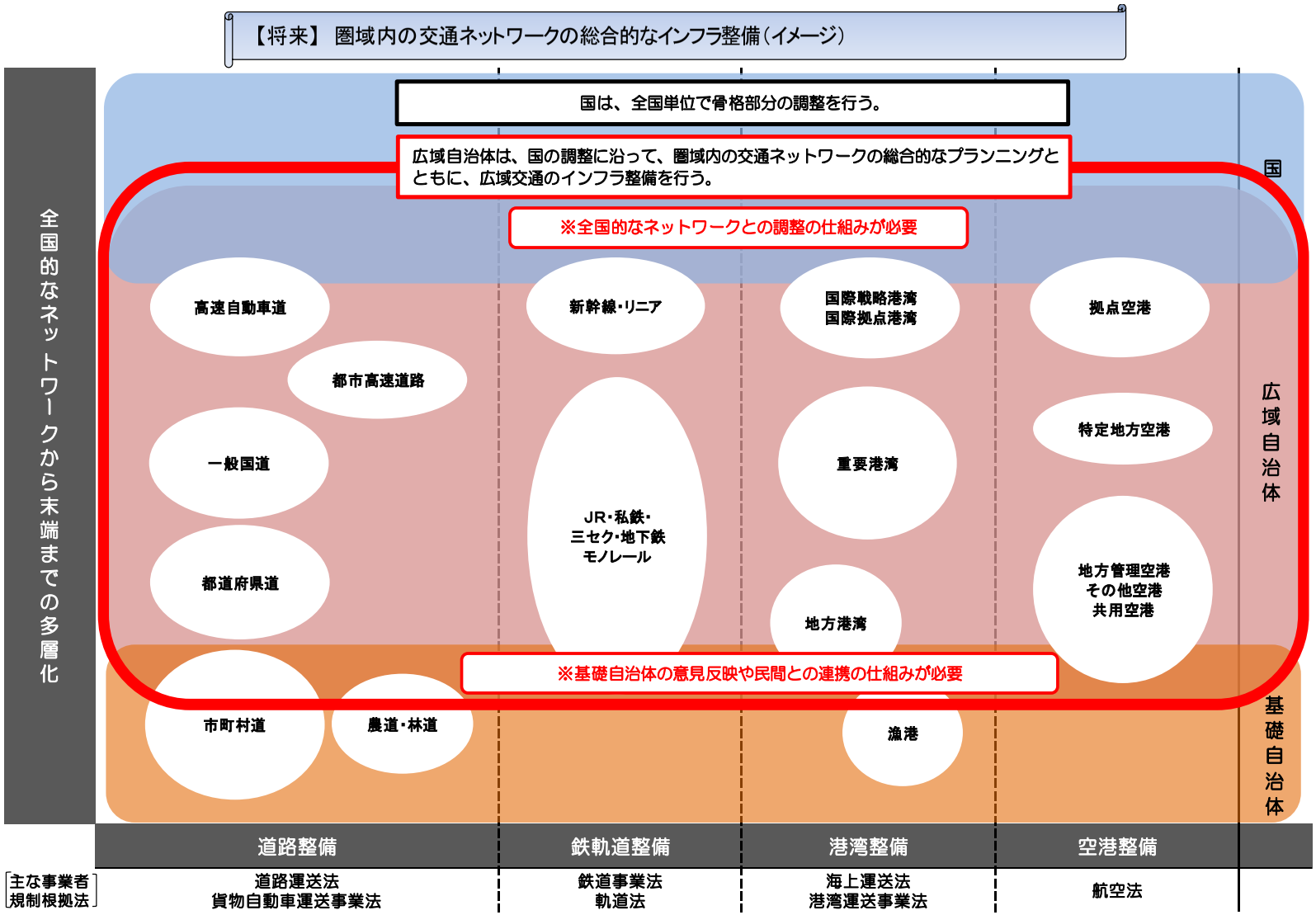

【メリット・条件】○広域自治体において、地域の産業施策等を含めた交通ネットワークの総合的なプラニングを行うことにより、圏域全体の経済・観光振興などを図ることができる。
○プランニングには基礎自治体の意見の反映の仕組みが必要。また広域自治体は、必要に応じて基礎自治体における地域交通のインフラ整備を補完する。
○各交通機関は圏域で完結するものではなく、全国的なネットワークから末端まで多層化しており、全国ネットワークとの調整・整合は必要。

図表４

森林保全に係る望ましい広域自治体の姿（イメージ）

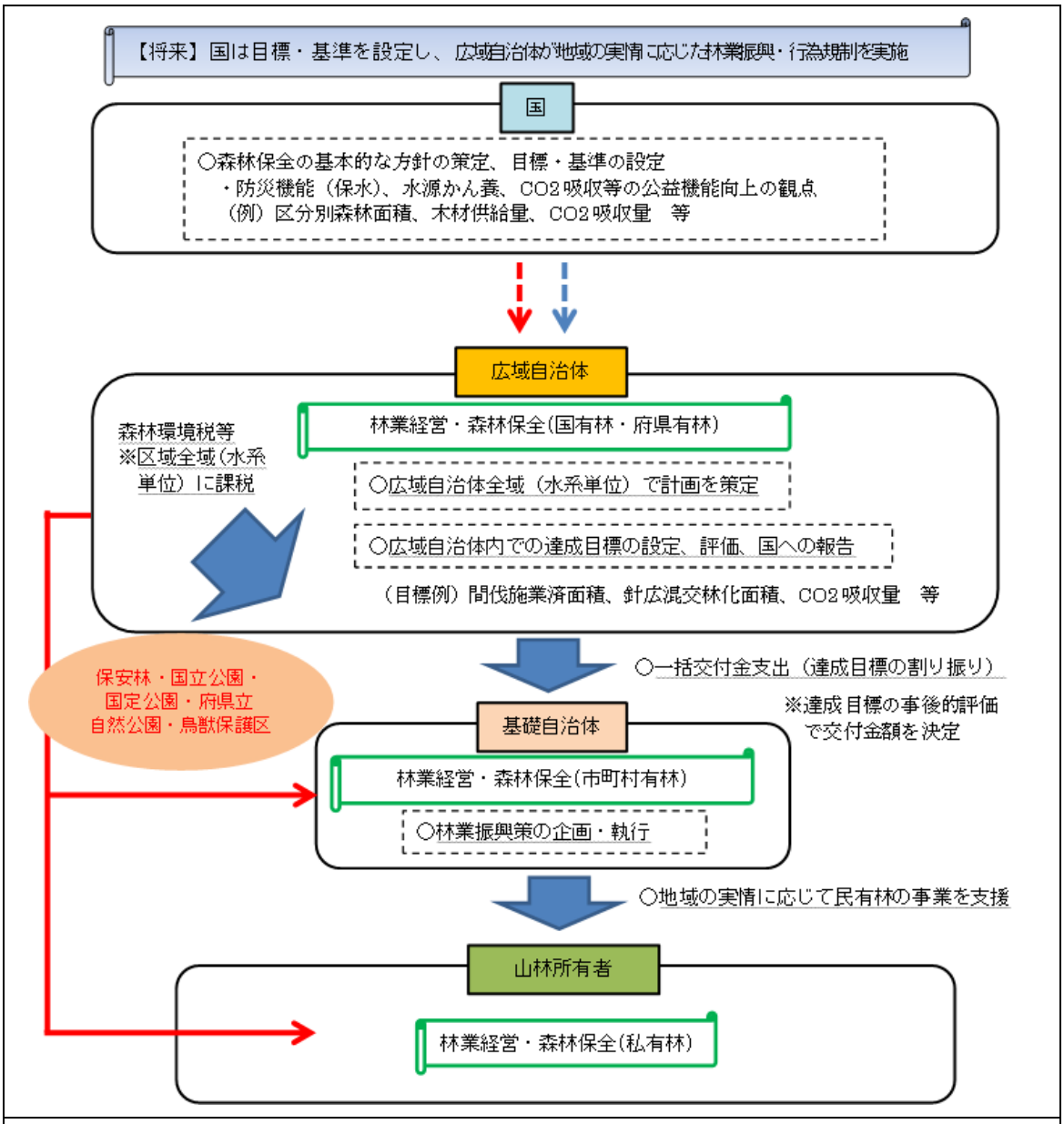

【メリット・条件】

○個別の支援（補助）事業・国有林管理等を広域自治体に移行し、主たる財源は広域自治体内の森林環境税等（税源は住民税の超過課税とは限らない）で賄う。

○広域自治体から基礎自治体への財政支援は一括交付金で行い、各地域での具体的な事業メニューなどは基礎自治体の裁量に大きく委ねることにより、実情に即した森林保全・林業振興を実施。

○国の役割は森林保全の基本的な方針の策定、目標・基準の設定等に限定。
（国家目標の達成のために道州に対するインセンティブを検討する必要があるか？）

○伐採等の行為規制については、事務執行を道州に一元化。

資料５

Ⅲ．道州制基本法案（骨子案）に対する懸念や指摘

１　基本原則

(1)　地方分権改革の推進の目的を見失わないこと

道州制の検討に当たっては、わが国の中央集権体制を見直し、分権型社会を構築するという本来の目的を見失わないこと。

道州制は、国と地方のあり方を抜本的に見直し、地域のことはその地域の住民が自らの責任で判断・決定する分権型社会の構築をめざして検討を行う必要があり、その導入によって国民福祉・住民サービスの向上につながるものでなければならない。

現状においては、道州制の目的や制度のイメージが関係者間で共有されないままに、主として都道府県の廃止等行政改革の観点から議論されているため、制度導入の目的については十分に議論を行う必要がある。

２　国・道州・基礎自治体のあり方

(1)　国が引き続き担う役割を具体的に明らかにすべき

国、道州、基礎自治体の役割分担については、現在のところ、概念的・抽象的な整理しかなされていない。

法案（骨子案）にいう「国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真に全国的な視点に立って行わなければならないもの」とは具体的に何を指すのか。

国から道州へ移譲する事務を個々に明らかにしていくのではなく、政策分野に即して国が引き続き担う役割を具体的に明確にすべきである。

国の役割を口実として国の事務・権限、特に中央府省の担う企画立案機能の地方への移譲が全く進まないことがあってはならない。一方で、地方の役割と称して、本来国の責任で実施すべき事務の執行を地方に押しつけ、財政的な負担を求めるようなことがあってはならない。

また、府省の縦割行政等現行法の枠組みを温存したままで、国の事務の執行権限（出先機関の権限）だけを地方に移譲しても抜本的な改革にはならない。

国と地方の役割分担や、国と地方を通じた統治機構のあり方について、具体的な事業分野、例えば河川管理等の公物管理や義務教育をはじめとした公教育、年金・生活保護等の社会保障分野等において、具体的イメージを示すべきである。

(2)　国全体の統治機構のあり方を見直すべき

「道州制の基本的な方向」として真っ先に「都道府県の廃止」が挙がるなど、議論が広域自治体のあり方のみに終始している。

中央府省や市町村のあり方を含めた国全体の統治機構の見直しが必要である。

中央府省に残る権限や国会が引き続き担う立法権限の範囲を明らかにした上で、中央府省・国の出先機関の解体再編や国会のあり方、基礎自治体の権能や組織なども議論すべき。

中央府省の権限を含め、道州に国の事務・権限を広く移譲するのなら、当然中央府省・国の出先機関の解体再編をはじめ、国の事務執行に係る独立行政法人や外郭団体も含めて国の組織の大幅な見直しが必要となる。

また、道州に大幅な自治立法権を認めるなら、国会の担うべき役割も改めて検証・検討されるべきであり、国会のあり方も見直しの対象とすべきである。

そのうえで、国の機能強化や分権型社会実現の理念についても明確に盛り込むべき。

また、全国で唯一の府県域を越える広域自治体として確実に取組を進めている関西広域連合の実情や仕組みについて十分な検証を行うべきである。

(3)　法案（骨子案）のいう「基礎自治体」とは何か明らかにすべき

法案（骨子案）が、「基礎自治体」という文言を用いる趣旨は何か。
「市町村」を一定の規模を持つ新たな「基礎自治体」に合併・再編することを想定しているのか。
「基礎自治体」は従前の市町村と異なり、その権限を強化することを前提としているのなら、そのための枠組みについて示される必要がある。
現行の市町村を前提とするのであれば、地理的・歴史的・文化的条件などにより、十分な権能を発揮できない団体も生じると考えられ、その補完について検討しておく必要がある。

平成の大合併を経た現状においても、現行の市町村の人口や規模・面積等は多様であり、それをさらに再編しても均一化することは困難である。
また、財政基盤の弱い中山間地域では広域連携にも限界がある。道州が補完するとしても、道州では広すぎて地域の実情を反映できず、道州内の地域格差が却って拡大する恐れもある。結局は、現行の府県単位で支庁を置くなどの措置が必要になるのではないか。
これら議論の前提として、道州と基礎自治体の役割分担が明らかにされなければならないが、基礎自治体について現行市町村を想定するのであれば、その補完の仕組みの検討もないままに府県を廃止する議論を行うことはやや乱暴にすぎる。

(4)　大都市との関係を明確にすべき

政令市をはじめとする大都市については、特別な制度の適用を含め、道州との関係について明確にすべき。

法案（骨子案）においては、道州制国民会議への諮問事項として、「首都及び大都市の在り方に関すること」が掲げられているが、その検討の方向性や内容が不明確である。
現状において、新たな制度の創設も含めた様々な議論や提言がなされているところであるが、政令指定都市をはじめとする大都市について、そのあり方及び道州制における位置づけ、国や道州との関係について明確にすべきである。

３　自立した道州と基礎自治体

(1)　自治立法権を確立すべき

道州の自治立法権をどこまで認め、併せて国会機能をどう再編するのか。国法と道州・基礎自治体の立法の関係を早急に明らかにする必要がある。
地方の立法権が拡充すれば、国会の役割の見直しの検討を要する。

自治立法権を保障するため、道州の役割・権限や組織について国会が法律を定める場合は大枠に留め、具体的内容については道州議会の立法に委ねるべき。
上記に加え、参議院を地方代表院とし、道州や基礎自治体に係る立法を国会が行う場合には、参議院の議決を要件とすることも検討する必要がある。
道州及び基礎自治体に大幅な立法権を認めるなら、国会の機能・役割についても改めて検証・検討されるべきであり、その見直しは必須となる。

(2)　自主執行権を確保すべき

国から大幅に移譲された事務・権限を道州が執行するに当たっては、原則国からの関与があってはならず、自らの判断と責任で行うこととすべき。
道州に大幅な企画立案権が付与されるなら、中央府省の機能・役割も縮小することとなり、その抜本的な再編は不可避となる。

（道州及び基礎自治体の事務執行について）「国の関与は極力縮小する」とあり、国の関与の存在が前提となっている。道州や基礎自治体が自らの事務を執行するに当たっては、自らの判断と責任で行うことが基本であり、原則国からの関与があってはならない。

全国的な視点に立って行わなければならない事務等について、やむを得ず国の関与が必要な場合であっても、当然ながら必要最小限のものとすべきである。

また、中央府省が担う企画立案権を含め、国から道州へ大幅に事務・権限が移譲されるなら、中央府省の機能・役割は自ずと縮小することになるため、その抜本的な再編は不可避となる。

(3) 自主組織権を尊重すべき

道州や基礎自治体の組織・体制のあり方を国が一律に決めることがあってはならず、道州・基礎自治体自身が多様な形態を柔軟に採用できるようにすべき。

例えば、道州によっては、道州議会を二院制とし市町村代表院を設けたり、道州が政策形成・執行機能を強化するため議院内閣制型の執行体制を採用するなど、道州・基礎自治体自身が組織・体制のあり方を柔軟に選択できる制度とする必要がある。

(4) 自主財政権を確立すべき

国・地方を通じて税収が不足するなかで、単純に道州に税源を移譲するだけで必要な財源が確保できるのか。それぞれの道州が財政的に自立した自治体として、持続可能な仕組みを提示しなければならない。

また、東京をはじめとした都市部に税源が偏在している現状を前提に、道州間や道州内の基礎自治体間で財政力格差を生じさせないよう財政調整のあり方を示す必要がある。

① 基幹税

道州や基礎自治体の基幹税についてどのような税目を想定しているのか、例えば、消費税に代表される偏在性が少なく、安定的な基幹税目を道州へ移譲するなどの方針をあらかじめ示すべき。

「地方も、地域経済の主体として経済的に自立できるようにすべき」とあるからには、それに見合った税制・財政上の措置が必要である。

② 財政調整

財政調整については、東京をはじめとした都市部に税源が偏在している現状を前提に、財政力格差を生じさせないような財政調整の具体的あり方を示す必要がある。

道州間及び道州内の市町村間における財政調整を道州自らが担う仕組みを原則とすべきだが、国と地方で一部の税源を共有する場合や、財政基盤が著しく脆弱な道州や基礎自治体が存在する場合等、国と道州間及び国と基礎自治体間の財政調整も検討に含めるべきである。

なお、東京一極集中が相当に進んだ現状では、東京に集中する税収を分配するための特別な制度も必要ではないか。

③ 国の債務・国有財産等の取扱い

国の債務累計が 700 兆円を超え（H24 年度末）、歳入の約半分を公債で賄っている現状において、国の巨額の債務、国有財産（道路、空港、河川等）の移管について、どのような取扱いを考えているか明らかではない。

国の債務を道州制の導入を契機として、全て地方（道州）に付け替えることがあってはならず、国の債務や国有財産のあり方の検討に当たっては地方とも十分協議の上、持続可能な、かつ地方が納得する対応とすること。

また、国からの事務・権限の大幅な移譲に応じて、それに係る特別会計のあり方についても見直しが必要である。

(5)　住民自治のあり方についても考えを示すべき

現行の都道府県よりもはるかに広大となる道州においては、政策決定の過程が住民から見えにくくなり、住民自治が機能しなくなる恐れがある。
また、基礎自治体が従来の市町村より規模・面積が広大になるのであれば、住民の意思を適切に反映できなくなる恐れがある。

行政規模の拡大につれて、民主主義的統制の徹底や、住民の意思をより適切に反映するための対応が必要となるが、法案（骨子案）の基本的な方向等には触れられていない。住民による直接請求の要件緩和や、基礎自治体の議会に地区ごとの委員会を設置するなどの方策も想定できるが、地域住民の意思を反映した自治のあり方については、基本的には道州・基礎自治体の自主的な設計に委ねるべきである。

4　憲法改正も視野に入れるべき

道州は一国の人口・経済規模に匹敵するほど巨大であり、わが国の統治システムを大きく変えるもの。
道州に大幅な自治立法権を認めるなど国・地方を通じた統治機構の改革をめざすためには、例えば、道州制を憲法上に明記する等、憲法改正も視野に入れるべき。

一国の人口・経済規模に匹敵する道州が、憲法に定める「地方自治の本旨」を全うする地方公共団体と言えるのか、憲法上の位置づけについて明確にする必要がある。
仮に道州を憲法上の地方公共団体と位置づけるのであれば、道州の権能や組織等にどのような制約がかかるのか、道州の自治立法権の限界はどこまでかなどを明らかにする必要がある。
また、参議院の地方代表院化や、道州における議院内閣制の導入や行政委員会制の採用、大幅な自治立法権の付与等、国・地方を通じた統治機構改革のためには憲法改正を要するものがある。
憲法改正をしない場合、全体で整合性のとれた統治機構改革はできないのではないか。

5　地方の意見を反映した制度設計・手続き

(1)　地方の意見を反映すべき

道州制の制度設計を行うに当たっては、地域における地理的・歴史的・文化的条件を最大限考慮した制度とするため、多様かつ地域実情に即した地方の意見を反映する必要がある。

道州制の検討に当たって、その具体的イメージや、わが国の行政システム、国民生活のあり方にどのような変化をもたらすかについて、国民の理解が進んでおらず、さらなる国民的議論の喚起が必要である。このため、道州制国民会議が設置される際には、全国で唯一の府県域を越える広域自治体であり、広域行政課題の対応実績のある関西広域連合の道州制国民会議への参画を可能にすること。

(2)　先行的取組として広域連合に国出先機関を移管すべき

わが国の統治機構を抜本的に見直すことから、まず十分な議論を尽くすことが必要である。
一方で、道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させてはならず、関西広域連合などの特別地方公共団体への国出先機関の移管を内容とする法律案を早期に国会に提出し、その成立を図ること。

道州制国民会議における３年以内の答申を含め、５年を目途に検討することとされている。わが国の統治機構を抜本的に見直し、教育や社会保障をはじめ、わが国の内政に係る制度全般を大幅に改変しかねないことから、十分に議論を尽くす必要があるとともに、段階を踏んだ取組も検討してよいのではないか。
道州制の検討が進まない限り地方分権改革が進まないことがあってはならず、道州制の下では、国出先機関は廃止され、その事務は道州又は基礎自治体に移譲される前提であることから、先行的取組として国出先機関の広域連合への移管に取り組むべき。

資料４－２

道州制のあり方研究会第４回会合の概要について

１　開催日時：平成 25 年６月 17 日（月）9:30～11:30
２　場　　所：関西広域連合本部事務局大会議室
３　出 席 者：新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員
４　議　　事：道州制のあり方について（中間報告案）

ポイント

○　中間報告案について大幅な変更を求める意見は無かったが、今後の検討について次のような意見があった。

・　大事なことは広域でのビジョンを決める権限をもつこと。また、決定されたビジョンが施策にしっかり結びつく仕組みをつくることが大事。
・　道州と市町村がどこまで密にコミュニケーションがとれるかは、道州の区域や市町村数、現実の補完体制にも関わるが、関西でシミュレーションを試みても良い。
・　関西には４つの政令市がある。大都市と道州の関係をもう少し議論すべき。地方制度調査会の大都市制度の改革に関する答申を踏まえ、さらに議論すればどうか。
・　自治体の自由度を高めるためには財源と権限が必要。また自治権を確立するためには課税権が重要であり、後半の議論で補う。
・　今後、ナショナル・ミニマム（社会保障・義務教育など）の議論は必要。

○　修正については座長一任。下記会議※を経て、次回会合（7/22）までに成案を取りまとめる予定。　※6/22連合議会広域行政システムのあり方検討部会、6/29連合委員会

主な発言内容

(1)具体的な政策分野に即した検討など

■山下副座長（関西学院大学教授）

○　広域の産業振興やインフラ整備等に係るビジョン（計画）の策定と実施は区別できるのではないか。大事なのは実施ではなく、圏域単位のビジョンを決める権限をもつこと。ビジョンの実現のための各事業を全て広域自治体が実施する必要はなく、民間、市町村、国等で実施することもできる。また、ビジョンが拘束力を持ち、施策にしっかり結びつく仕組みをつくることが大事。

○　道州と市町村がどこまで密にコミュニケーションがとれるかは、道州の区域や市町村数に関わる。現行の市町村を前提としたとき、水平補完と垂直補完のどちらが原則になるか。道州と市町村では事務内容が異なるが、道州が市町村を補完するための特別な体制を整えることが合理的なのか。こうした観点から、関西で粗くても良いからシミュレーションを試しても良い。

■北村委員（滋賀大学理事・副学長）

○　具体的な政策分野を通じ、国からの権限移譲の上で、縦割り行政を横つなぎの（総合的な）行政システムに変えていくことを議論してきた。これは道州だけでなく、現在の府県などにも適用できるものであり、もっと踏み込んで議論すればどうか。

○　関西には４つの政令市がある。大都市と道州の関係をもう少し議論すべき。現在、国の地方制度調査会で、大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービスの提供のあり方に関する議論がされており、答申が出た段階でその内容も参考に、さらに議論すればどうか。
○　日本の道州制議論は国際的に見てどのような特徴があるのか、仮に道州ができても人口規模も大きすぎるのではないか。最近の欧州の例も見ながら、日本の道州制について議論すればどうか。

■村上委員（大阪学院大学教授）
○　「分権とは自治体が自由度を拡大すること」との意見があるが、そのためにはまずは自主財源を確保することが必要。道州の課税権をどう考えるのかは、今後の議論が必要。

■新川座長（同志社大学大学院教授）
○　森林保全は、既存の制度の枠内でのイメージに留まっているが、統治機構そのものから検討すべき。林業や自然保護だけでなく他の分野も含む総合的な森林ビジョンをつくることが必要ではないか。このなかで道州を中心とした垂直的な調整や水平連携を通じた事業実施ができるのではないか。
○　自治体の自由度を高めるためには財源と権限が必要。また自治権を確立するためには課税権が必要。これらの点については、後半の議論で補っていきたい。
○　国土形成計画では、国は地方の意見を聞くが、最終的な決定は国でなされることに問題がある。ビジョンの策定権限と実施のための財源などを広域自治体と基礎自治体に移譲し、広域自治体が、市町村、利害関係者等と自ら調整できることが大事。
○　４つの政策分野についてさらに議論を深めれば、共通の広域行政のあり方のイメージができると思う。
○　大都市および小規模市町村と道州の関係を議論するには、関西でシミュレーションすることも必要。これまでの郡や都道府県の例を見ても、広域自治体が密接な対話を通じて調整・補完ができる市町村数は３０～５０程度が限度ではないか。
○　ナショナル・ミニマム（社会保障・義務教育など）の議論は必要。

(2)　「道州制基本法案（骨子案）に対する懸念や指摘」

■山下副座長（関西学院大学教授）
○　「国の関与」については、国が引き続き担う役割に応じて決まってくるはず。自主執行権の記述において整合をとるよう修正すべき。
○　住民自治のあり方については、各自治体が考えるべきことと、国全体としてどこの自治体においても最低限保障されるべきことの２つが考えられるのではないか。
○　地方の意見の反映において、「さらなる国民的議論の喚起が必要」そのために「道州制国民会議に関西広域連合を参画させよ」と続いているが、「多様な地方の意見を反映する必要がある」という記述を入れるなど、これらの関係をもう少し分かりやすくした方が良い。

■北村委員（滋賀大学理事・副学長）
○　「自主組織権の尊重」と関係して、住民自治のあり方について、最低限保障されるべき国民参政権等と（広域自治体が担う）それを越えるものの議論は分けて考える必要があるのではないか。

■村上委員（大阪学院大学経済学部教授）
○　地方意見の反映について、道州の区割りに関しても住民意思を反映するような手続きを求めるべきではないか。

■新川座長（同志社大学大学院教授）
○　住民自治のあり方について、国として、例えば「参政権の平等」くらいは保障されても良いのではないか。